

社会福祉法人「中陽福祉会」 役員報酬、評議員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第13条に基づき役員、評議員の報酬及び費用弁償について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 費用弁償

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員、評議員報酬)

第4条 理事長及び副理事長及び理事の報酬の額は別表（1）のとおりとする。

- 2 理事会と評議員会が同日開催の場合は、評議員を兼任する理事については別表（1）の理事報酬のみの支給とする。
- 3 監事の報酬は監事が定款第11条により監査を行ったときは別表（1）のとおりとする。但し、理事会に出席したときの報酬は別表（1）の理事に準ずるものとする。
- 4 評議員の報酬の額は別表（1）のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 役員、評議員が次の各号に定める職務のため出張するときは、費用弁償として旅費を支給する。

- (1) 法人の開催する講習会、研修会等
 - (2) その他理事が認める事項
- 2 費用弁償は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附 則

この規程は法人認可日から施行する。

平成12年 4月 1日より施行

平成15年 4月 1日より施行

平成23年 5月23日より施行

平成26年 2月 7日（第4条第2項一部追記し）施行

平成29年 3月23日（別紙報酬の変更）施行

別表（1）

	役 職	金 額	備 考
役員報酬	理事長	500,000円/月	1月につき
	副理事長	300,000円/月	1月につき
	理 事	20,000円/1回	理事会出席1回につき
	監 事	20,000円/1日	監事監査1日につき
評議員報酬	評議員	10,000円/1回	評議員会出席1回につき